

付属書3. 規制対象物質一覧

制定日:2007年8月20日
改定日:2019年1月23日

- 注1: 禁止物質が閾値の50%以上含有している場合は、含有原因の説明資料及び禁止物質が閾値を越えない管理をしている裏付資料を要求する事とする。また購入先情報の検証として、社内分析等の実施の要否を環境安全部長が判断する事とする。
注2: PRTR法該当物質、GADSL該当物質、REACH SVHCで本一覧表に掲載されない化学物質については「管理物質」と同じ管理を行なう事とする。REACH SVHCについては、「付属書3別紙1」に示す。
注3: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、条約・法・条例・業界指針等で規定されている場合はそれらを完全に順守する事とする。
注4: 本一覧表に掲載されない化学物質でも、顧客要求によりその顧客向けに限定した使用禁止物質として扱う場合がある。
注5: 環境負荷物質に関する顧客要求閾値が本一覧表に定める閾値未満の場合は、個別に対応する事とする。顧客要求閾値が本一覧表に定める閾値未満の事例を、「付属書3別紙2」に示す。

No.	物質名	化学物質番号 CAS No.	管理分類			特別管理物質 顧客要求	許容濃度及び適用限定	備考
			全廃物質 使用禁止物質	管理物質	顧客要求			
1	カドミウム及びその化合物	-	○			○	【許容濃度: 5ppm未満】プラスチックインク・ゴム塗料 【許容濃度: 20ppm未満】半田 【許容濃度: 50ppm未満】金属材料、および上記以外の材質 【許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属/ELV指令/RoHS2、REACH SVHC、PRTR(1-75)
2	鉛及びその化合物	-	○			○	【許容濃度: 50ppm未満】プラスチックインク・ゴム塗料(包装用途、金属、セラミック) 【許容濃度: 非意図的含有1000ppm未満】金属、セラミック 【許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う 有鉛はんだおよびその原料(めっき、クリームはんだ)	重金属/ELV指令/RoHS2、PRTR(1-304、1-305)
3	水銀及びその化合物	-	○			○	【許容濃度: 非意図的含有5ppm未満】RoHS除外規定以外の用途 【許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	重金属/ELV指令/RoHS2、PRTR(1-237)
4	クロム(VI)化合物(六価クロム化合物)	-	○			○	【許容濃度: 500ppm未満】包装用途以外 【許容濃度: 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計値100ppm未満】包装用途 RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	安衛法/重金属/ELV指令/RoHS2、PRTR(1-88)
5	PBB(ポリブロモビフェニル)類	-	○			○	【許容濃度: 非意図的含有100ppm未満】	有機臭素系化合物/RoHS2、化審法
6	PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)類	-	○			○	【許容濃度: 非意図的含有100ppm未満】	有機臭素系化合物/RoHS2、化審法
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○			○		REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-354)
60-2)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○			○	製品主資材、包装材については使用禁止物質(合計で0.1wt%以下) 副資材については管理物質	REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-355)
60-3)	フタル酸ベンジルブチル	85-68-7	○			○		REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR(1-356)
60-9)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○			○		REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2
7	ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定代替品	1336-36-3 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	○			○	【検出されないこと(0.1ppm未満)】 【意図的使用禁止】	有機塩素系化合物/化審法、PRTR(1-406) REACH付属書XVII
8	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数1以上のもの)	-	○			○	【許容濃度: 非意図的含有5ppm未満】潤滑油、塗料	有機塩素系化合物/化審法(塩素数が2以上)
9	塩化パラフィン(CP)(炭素鎖長10-13、塩素含有量50wt%以上の短鎖型塩化パラフィン) (炭素鎖長14-17、中鎖型塩化パラフィン)	- 85535-85-9	○			○	【許容濃度: 非意図的含有300ppm未満】	有機塩素系化合物、REACH SVHC、PRTR(1-72)
10	マイレックス(Mirex)	2385-85-5	○			○	難燃剤、殺虫剤、かび防止剤など全ての用途	有機塩素系化合物/化審法
11	テトラブロモビスフェノールA(TBBP-A)	79-94-7	○			○	【許容濃度: 非意図的含有1000ppm未満】	臭素系難燃剤(重合物は、「その他の有機臭素系化合物」とする。)
12	その他の有機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)(臭素系難燃剤を含む)	-	○			○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機臭素系化合物
	トリクロサン	3380-34-5	○			○		消毒薬
	α-ヘキサクロシクロヘキサン、β-ヘキサクロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロシクロヘキサン(リンデン)	-	○			○		BHC、農業、化審法
	カドレン	143-50-0	○			○		農業、化審法
13	無機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○			○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機臭素系化合物
14	ヘキサブromoシクロドデカン(HBCDD) 全主要ジアステレオ異性体	25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8	○			○	【意図的使用禁止】	臭素系難燃剤、化審法、REACH SVHC
15	その他の有機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)(臭素系難燃剤を含む)	-	○			○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	有機臭素系化合物
16	無機臭素系化合物(ハロゲンフリー関係物質)	-	○			○	ハロゲンフリー要求個別品 (Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下) その他	無機臭素系化合物
17	トリブチルスズオキシド(TBTO)	56-35-9	○			○		化審法、REACH SVHC
18	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニル化合物(TPT)化合物を含む)	-	○			○		化審法
19	ジブチルスズ(DBT)化合物	-	○			○	【許容濃度:1000ppm未満(スズ換算)】 【許容濃度:非意図的含有1000ppm未満(スズ換算)以下の用途に限定して禁止 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキャスト(RTV-2モールドキャスト)】	
20	ジオクチルスズ(DOT)化合物	-	○			○		
21	ジクロロベンジン及びその塩	-	○			○		安衛法
22	α-ナフチルアミン及びその塩	-	○			○		安衛法
23	オトリジン及びその塩	-	○			○		安衛法、PRTR(1-231)
24	石棉(アスベスト)	-	○			○		安衛法、PRTR(1-33)
25	ジアニジン及びその塩	-	○			○		安衛法
26	ベリリウム及びその化合物(酸化ベリリウムを除く)	-	○			○	【許容濃度: 1000ppm未満】	安衛法、PRTR(1-394)
27	酸化ベリリウム	1304-56-9	○			○		PRTR(1-394)
28	ベンゾトリクロリド	98-07-7	○			○		安衛法、PRTR(1-397)
29	エチレンジイミン	151-56-4	○			○		安衛法、PRTR(1-54)
30	塩化ビニル(モノマー)	75-01-4	○			○		安衛法、PRTR(1-94)
31	オーラミン	2465-27-2	○			○		安衛法
32	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○			○		安衛法
33	ベンゼン	71-43-2	○			○		安衛法、PRTR(1-400)
34	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○			○		安衛法、PRTR(1-160)、REACH SVHC
35	ニッケルカルボニル	13463-39-3	○			○		安衛法
36	β-プロピオラクトン	57-57-8	○			○		安衛法
37	p-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	○			○		安衛法
38	マゼンダ	632-99-5	○			○		安衛法
39	ホルタル	-	○			○		安衛法
40	アゾ化合物及び芳香族アミン類 ※1	-	○			○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分【許容濃度: 合計 30ppm未満】	EU指令(76/769/EEC)
41	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	-	○			○	対象: 主資材、包装材 *他に代替材が無く、工程内で使用する製品以外の製品に混入、接触しない管理方法が確立できているものについては適用除外とする。 副資材関係	

